



美しいひなち湖のために活動しています

比奈知ダムでは、ダム貯水池（ひなち湖）の環境維持のため、湖面清掃を行いました。湖面清掃とは、上流からの流木等や、不法投棄された廃棄物を作業船で収集し、重機を使って陸揚げする作業です。

収集した物は分別を行います。流木などは玉切りし、薪として再資源化することで、環境維持に貢献しています。



作業船での収集作業



流木等の陸揚げ作業



撮影した水中カメラ

水中カメラで湖底確認

昨年12月、比奈知ダム貯水池の不法投棄の実態を探るべく、水中カメラで湖底の撮影が行われました。そこに映し出されたのは、空き缶、タイヤ類に、なぜかパソコンまで…。



空き缶

タイヤ

パソコン

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十六条により、犯罪となります。比奈知ダム貯水池周辺で不法投棄を発見した場合、同法第五条により、その旨を知事または市長に通報することになります。

比奈知ダムでの対策

比奈知ダムでは、貯水池周辺に不法投棄禁止を呼びかける看板と監視カメラを設置しています。また、貯水池周辺の巡視及び、作業船での湖上巡視も定期的実施。周辺環境に目を配っています。



貯水池周辺の巡視



湖上巡視中にゴミを収集



設置している看板

設置している看板

廃棄物の処理 及び 清掃に関する法律

第五条 略

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 ～十三 (略)

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

名張市まちをきれいにする条例

第7条 何人も、道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に空き缶等又は吸い殻等を投棄してはならない。

第10条 市長は、第7条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等の投棄を行った者に対し、(略)当該空き缶等又は吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 (略)

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

第13条 第7条の規定に違反し、第10条第3項の規定による命令に正当な理由がなく従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

流木薪が地球温暖化を防止

薪のような植物性燃料は、植物の成長段階でのCO2吸収量と燃料による排出量が相殺できるため、地球温暖化の防止に貢献できると考えられています。

比奈知ダムでは、収集した流木を玉切りし、希望者に配布する予定です。後日改めてお知らせします。



流木の玉切り作業

この新聞は、『少しでも環境に優しくできることはないか』と考え、『できることからやってみよう!!』と、私達が取り組んでいることを自己啓発も兼ねて皆さまに紹介しています



独立行政法人 水資源機構 比奈知ダム管理所
〒518-0412 三重県名張市上比奈知字熊走り1706
【TEL】0595-68-7111 【FAX】0595-68-7114



【PC】 <http://www.water.go.jp>
【携帯】 <http://kokoten.com/u1/hinachidam/>
※ご利用には通信料が必要です